

2023年9月15日

お客さま各位

株式会社宮崎太陽銀行

### 投資信託取引におけるインボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応について

2023年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。これにより、消費税の仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書(インボイス)」等の保存が必要となります。

投資信託取引においては、取引手数料が発生する購入(募集)・解約取引が課税取引に該当します。そのため、当行では、投資信託の購入(募集)・解約のお取引をいただいた際に郵送しております「取引報告書」を2023年10月以降発行分より「適格請求書(インボイス)」としてご利用いただくことができるように対応いたします。

#### 【当行の適格請求書発行事業者登録番号】

|      |                |
|------|----------------|
| 登録番号 | T6350001001824 |
|------|----------------|

<ご参考:インボイス制度について>

国税庁ホームページ「特集インボイス制度」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

宮崎太陽銀行 営業統括部 資産運用サポートグループ (フリーダイヤル 0120-88-6254)

または、各営業店窓口にお問い合わせください。